

令和9年度短期大学認証評価 ALO対象説明会

自己点検・評価に当たっての留意点 (「三つの意見」の事例を中心に)

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 副委員長
山口芸術短期大学 理事長
二木 寛夫



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

特に優れた試みと 評価できる事項

- 「優れた試み」で取りあげられるのは
「高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らして、優れた成果をあげている取組みや特長的な取組みと評価できる事項」

「特に優れた試みと評価できる事項」の例

第3評価期間の旧短期大学評価基準は(※)で記載

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ] C 社会貢献 (※1 旧テーマ A 建学の精神)

- 短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域貢献

[テーマ] D 内部質保証 (※2 旧テーマ C 内部質保証)

- 学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定(アセスメント・ポリシー)及びそれらを用いた査定結果の検証・改善による教育の質保証の取組み

「特に優れた試みと評価できる事項」の例

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] D 学生支援（※ 旧テーマB 学生支援）

- きめ細かな**学習・学生生活・進路支援**

「少人数の学生を担当する「アドバイザー制」等による個別の学習支援・生活支援」や、「キャリア教育や資格対策講座など、組織的で手厚い進路支援体制」など

「特に優れた試みと評価できる事項」の例

【※ 昨年度評価結果から】

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] B 学習成果（※ 新設）

- 学習達成度評価のためのルーブリック評価作成と活用を令和2年度から開始。令和3年度には非常勤教員の科目を加え、専任教員全員には取り組みと課題についての研修を実施。さらに、令和4年度以降は全ての科目においてルーブリック評価作成と活用に取り組んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ] A 人的資源

- 教育の質向上を目的として、年度開始前に非常勤教員も含む全教員を対象とする「教員打ち合わせ会」を開催し、「教員授業実施心得10章」により、建学の精神（学園訓）に基づく教育目的を共有するとともに、各授業科目における授業内容、学生の反応や学習成果の到達度、教育的工夫などの共通理解を図っている。

向上・充実のための課題

- 「向上・充実」で指摘されるのは
「改善を図り、その教育研究活動などの更なる
向上・充実に努めることを期待する事項」

「向上・充実のための課題」の指摘事例

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ] D 内部質保証（※旧テーマC 内部質保証）

- 前回の認証評価時以降、自己点検・評価活動は行われているものの、点検・評価結果に関する報告書等が公表されていない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] A 教育課程

- ① シラバスの設定項目に記載がない、また、記載内容が不十分であるなど、記載にばらつきがある。
- ② 学生が年間又は学期において履修できる単位数の上限（CAP制）を、学則又は学則に根拠規定を置いた規程に定めていない。

「向上・充実のための課題」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス（※1 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）

[テーマ] B 教学運営（※2 旧テーマ B 学長のリーダーシップ）

- ① 併設大学と合同で開催される教授会（合同教授会）に関する規程がない。
- ② 教授会で学長が意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があり、整合性が図られていない。

「向上・充実のための課題」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス（※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）

[テーマ] C ガバナンス

- ① 理事会及び評議員会において、次年度予算の諮問及び審議を行っているものの、議事録に、それらを審議したと確認できる記述がなく、議事録作成に不備がある。
(※ 評議員会及び理事会における決算についても、議事録への未記載のケースあり。)
- ② 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についての記載がない。

早急に改善を要すると 判断される事項

- 「早急改善」で指摘されるのは
「各基準の評価において、法令等に違反する事項」及び「短期大学教育の水準を維持する上で重要な問題と思われる事項」

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ] B 教育の効果

- ① 学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない。
- ② 学習成果が、学科又は専攻課程ごとに明確に表明されていない。
- ③ 三つの方針が専攻課程ごとに定められていない(複数の専攻課程が同じ内容になっている)。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] A 教育課程

- ①-1 学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていない。
- ①-2 学生募集要項において、入試方法の区分ごとに募集人員を明記しているものの、専攻課程ごとの募集人員が明記されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ] A 教育課程

- ② 授業期間内に定期試験が組まれるなど、短期大学設置基準に従って1単位当たりの授業時間が確保されていない。
- ③ 平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとなっていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ] A 人的資源

- 専任教員数・教授数又は基幹教員数・教授数が短期大学設置基準を満たしていない。

※ 教授数は、各学科ごとの必要教員数と短期大学全体の入学定員による必要教員数のそれぞれ3割以上が必要。
算出における端数は、それぞれで切り上げ

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス(※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス)

[テーマ] A 理事会運営(※ 旧テーマA 理事長のリーダーシップ)

- ① 私立学校法及び寄附行為にのっとり、毎会計年度の開始前までに事業計画が作成されていない。
- ② 理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス(※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス)

[テーマ] B 教学運営(※ 旧テーマB 学長のリーダーシップ)

- ① 学則、教授会規程の教授会の役割(学長の権限及び審議事項)が学校教育法にのっとって定められていない。
- ② 学生の懲戒については学則に定められているが、「学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続」に関する規程が定められていない。
- ③ 教授会規程に定める審議事項のうち、教授会において意見聴取が行われていない事項がある。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス(※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス)

[テーマ] C ガバナンス (C-1監事、C-2評議員)

- ① 監事が出席していない理事会、評議員会が開催されており、業務監査が適切に行われていない。
- ② 評議員会が寄附行為に定める理事の定数を超える評議員で組織されていない。
※ 理事の定数に幅を持たせている場合は、その幅の範囲内で置く理事の実数を超える評議員で組織されている必要がある。
- ③ 書面による持ち回りで開催された理事会及び評議員会がある。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス(※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス)

[テーマ] C ガバナンス

- ④ あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項について、評議員会において適切に諮問がなされていない。
- ⑤ 評議員会において決算及び事業の実績について報告されていない。

「早急に改善を要すると判断される事項」の指摘事例

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス（※ 旧基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）

〔テーマ〕 D 情報公表（※旧テーマC ガバナンスの区分「情報公表」）

- ① 公表が義務付けられている教育情報の一部が公表されていない（又は不十分なものがある）。
- ② 公表・公開が義務付けられている学校法人の情報が公表されていない。

私立学校改正による運営上の留意点

学校法人運営(基準Ⅳ関係)を中心に細かい手続きが規定されたため、手続きを行ったことを証明するエビデンスが重要

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

(理事会及び評議員会の招集に関する手続)

①:[テーマ] A、 ②・③:[テーマ] C

- ① 理事会の招集は、開催日の1週間前までに、理事・監事へ書面により通知しなければなりません。(ただし、寄附行為でこれよりも短い期間を定めることは可能です)。
- ② 評議員会の日時・場所、目的及び議案は、理事会で定める必要があります。
- ③ 評議員会の召集は、開催日の1週間前までに、評議員へ書面により通知しなければなりません(寄附行為による異なる定めはできません)。

私立学校改正による運営上の留意点

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

(監事の選任と職務)

①～④:[テーマ] C

- ① 監事の選任は、評議員会の決議が必要です。
- ② また、監事の選任議案を評議員会に提出するに当たっては、監事の過半数の同意が必要です。
- ③ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案及び書類等を調査しなければなりません。
- ④ 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはなりません。

私立学校改正による運営上の留意点

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

(会計監査人の選任)

①・②:[テーマ] C

- ① 会計監査人の選任も評議員会の決議が必要です。
- ② 会計監査人選任議案の評議員会への提出は、監事が決定します。 その際、監事の過半数の同意が必要です。

ご清聴ありがとうございました。